

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-9

ハイライト：

現場の声を反映し、特許審判手続を改善／調停連携事件にも国選代理人の支援を拡大	1
「国際戦へ波及する特許紛争」...LGディスプレイ、新技術を先取りする理由は？	2
AIで賢くなったエアコンで「猛暑でも大丈夫！」／医療機器の特許出願、10年で42%増	3
「人類の夢、無病長寿は実現するか？」KAIST、老化速度を制御するタンパク質を発見	4
特許庁、商標デザイン分野で「オープン審査」実施...「現場の声を反映し即時改善」	6
「チャン・ウドン」商標権侵害訴訟	6



IP制度

現場の声を反映し、特許審判手続を改善 調停連携事件にも国選代理人の支援を拡大

特許庁の特許審判院は、審判制度利用者の意見を反映し、特許審判に関する手続きを改編して施行したことを明らかにした。

特許審判院は今年上半期に、弁理士会や機械、化学生命、電気電子など主要産業分野別に企業の知的財産担当者らとの政策懇談会を通じて集めた現場の意見を反映し、優先・迅速審判の要件整備、審判と調

停の連携手続きの具体化などの改善事項を盛り込んだ関連行政規則を改正した。

審判と調停の連携手続きを具体化

審判－調停の連携制度*の活性化に向け、関連書式などを整備し、審判と調停の連携事件でも国選代理人の活用が可能となるよう、国選代理人の申請および報酬支払いなどの基準を新たに設けた。

*審判－調停の連携：産業財産権に関する紛争をより柔軟かつ迅速に解決するため、特許審判の段階で産業財産権紛争調停委員会に移管し、当事者間の合意を促す制度。

迅速な審判処理のための優先審判制度の見直し

貿易委員会の不公正貿易行為に関する調査事件の場合、従来は申請があった場合にのみ迅速な審判が可能であったが、今後は審判官が職権により迅速な処

理が可能となるよう制度を改編した。また、半導体など先端戦略産業分野の審判事件については、請求人の意思を反映し、直接申請があった場合に優先審判を進めるように変更した。

□ 早期・迅速審判の改編

○ 「韓国特許庁」審判事務取扱規程」：一部の早期・迅速審判対象案件の要件を改編

区分	対象	要件	備考
早期審判	半導体など国民経済および国家経済にとって重要な先端技術であって、特許庁長が早期審判対象と定めた出願に対する拒絶決定不服審判	申請による	請求人の意思を直接反映し、請求人による関連証拠資料の提出により申請要件を確認
迅速審判	貿易委員会の不正貿易行為調査事件	申請または職権いずれも可能	不正貿易行為調査事件に関し、重要性の程度に応じて、貿易委員会の関連事件について迅速な処理を誘導
	特許出願日(実用新案登録日)から3年6ヶ月、または出願審査請求日から2年6ヶ月のうち遅い方を基準に、その日を経過した拒絶決定不服審判	申請による	期限到来の案件に関し、請求人の意思を反映

適時提出主義の手続きを補完

審判手続きの遅延を防ぎ、審理の充実を図るために導入された「適時提出主義」の実効性を高めるため、主張や証拠などの速やかな提出を促すべく、審理進行状況案内通知書や口頭審理尋問書などの通知書式を改正した。



LGディスプレイが特許権の確保に注力するのは、先端技術をめぐる争いがますます激化しているからに他ならない。最近では技術競争が国際的に拡散し、先端技術力は企業の生き残りを左右する中核要素となってきた。LGディスプレイはこのほど、中国企業相手に初となる特許侵害訴訟を提起し、技術保護に本格的に乗り出した。新技術を早期に確保し、投資を加速することで、市場におけるリーダーシップをさらに強固にする方針だ。

LGディスプレイと特許庁は、先月開かれた懇談会で「特許公衆審査」手続きに関する改善点などを議論した。

「公衆審査」とは、特許出願中または登録予定の技術について、一般大衆に事前に公開して検証を受ける手続きのことを指す。懇談会では、具体的な公衆審査の課題選定方法や実施件数、進行方式などについて、幅広く意見が交わされたという。

ある特許権の専門家は、「基本的に公衆審査は、既存の特許を侵害していないか判断するもの」としたうえで、「同時に、現在研究中の技術を内外に示すことで、同業他社への牽制手段としても活用される」と説明した。

LGディスプレイが特許権に注力しているのは、最近、韓国内外のディスプレイ業界で技術紛争が激化していることが理由とみられている。

実際、LGディスプレイは、今年6月にアメリカのテキサス東部地方裁判所において、中国のディスプレイメーカー「天馬(Tianma)」を相手取り、計7件の特許侵害訴訟を起した。LGディスプレイが中国企業に対して特許訴訟を提起するのは今回が初めてだ。技術競争力が市場の主導権を左右する傾向が強まるなかで、今後は技術の盗用に対して積極的に対抗する姿勢を表すものとみられる。

具体的には、LGディスプレイは、天馬がシボレーやモトローラ、その他の家電製品に供給している液晶ディスプレイ(LCD)や有機EL(OLED)パネルなどにおいて、自社の特許技術が無断使用されていると主張している。天馬の特許侵害により、LGディスプレイは2022年7月から2024年12月までの間に多数の自動車契約を失い、価格競争力を理由に受注に苦戦していたことが明らかになった。



紛争

「国際戦へ波及する特許紛争」
LGディスプレイ、新技術を先取りする理由は？

一方、サムスンディスプレイは今年3月、中国のBOE社との長期にわたるOLED特許侵害訴訟で最終的に勝訴した。BOEのほか、インジャード・ガジェッツ(Injured Gadgets)やホールセール・ガジェット・パーツ(Wholesale Gadget Parts)など、アメリカの部品卸売業者がサムスンディスプレイの特許をそれぞれ3件、4件侵害していたことが分かっている。

その他にも、サムスンディスプレイはBOEおよびその関連会社に対し、営業秘密侵害訴訟も進行中だ。BOEは、サムスンディスプレイの協力企業、元社員や現社員を通じて、同社の技術をはじめとする営業秘密を不正に入手した疑いが持たれている。

このように、先端技術の確保がますます重要となる中で、大規模な投資も相次いでいる。

LGディスプレイは今年6月にOLEDの新技术開発のために1兆2,600億ウォン(約1,340億円)の投資を決定した。韓国国内で兆単位の投資を発表するのは、2021年8月(3兆3,000億ウォン)以来、およそ3年10か月ぶりとなる。LCD事業からの撤退以降、初めての大規模投資であり、OLEDを軸としたプレミアム戦略への本格的な転換を示すシグナルと受け止められている。

LGディスプレイは、パジュ(坡州)事業所を中心に、次世代OLEDの新技术に関する設備投資を集中的に進めていく計画だ。



AIで賢くなったエアコンで「猛暑でも大丈夫！」

連日の猛暑の中、エアコンはもはや単なる冷房機器ではなく、AIを搭載し、状況や環境に応じて涼しさを提供するスマート家電へと進化している。特許庁によると、AIを活用したエアコンの特許出願は、直近5年間(2020年～2024年)で年平均約8.6%増加しているという。

特に2024年は、前年(35件)比で42.8%増の50件を記録し、急速な成長傾向が見られた。

2024年、エアコン関連特許技術の4件に1件がAI搭載

エアコンの特許出願全体に占めるAIを活用したエアコンの割合は、2020年の14.3%から2024年には25.9%へと増加し、エアコン特許の4件に1件がAI関連となっている。これは、企業がAIをエアコン製品の競争力や性能を決める重要要素と捉え、それに関する研究開発に集中しているためだと分析される。特に、エアコンの特許出願数が減少傾向にある中でも、AIを活用した特許出願は増加している点が注目されている。

中小企業、大学、大企業、研究所の順にAI技術開発

出願人の分類別に見ると、中小企業が83件(41.7%)で最も多く、次いで大学が41件(20.6%)、大企業が37件(18.6%)、研究機関が23件(11.6%)となっている。

かつて家電技術の革新は大企業が中心だったが、現在のAI主導のエアコン分野においては、中小企業や大学など多様な機関が携わっている点が注目される。

特許庁の機械金属審査局長は、「気候変動により猛暑がさらに深刻化する中、エアコン需要はさらに増加することが予想される。AIはエアコンの性能を決定づける重要な要素となるだろう」とし、「今後もAIを活用した特許出願がエアコン技術分野で優勢になるだろう」と展望を述べた。

医療機器の特許出願、10年で42%増

先端技術を搭載した医療機器の特許出願、10年で42%増加

今年、韓国の医療機器輸出規模は前年比7.4%増の約62億5,000万ドル(約9,000億円)に達すると予想されている(出典：韓国保健産業振興院)。そうした中、AIやウェアラブルなどの先端技術を取り入れ、性能と利便性を高めた技術など医療機器分野の特許が、2015年以降この10年で大幅に増加した。

特許庁が直近10年間における医療機器分野の特許出願動向を分析したところ、2015年の9,336件から2024年には13,282件となり、10年間で約42%の増加となった。これは同期間における全技術分野の特許出願増加率(約12%*)の約3.5倍にあたる。

*参考：(2015年)222,405件→(2024年)248,687件

生体計測機器が14.6%で最多、出願増加率は医療情報機器が1位

過去10年間で最も多く出願された医療機器の種類は、生体計測機器(例：心拍数や血圧など多様な生体信号を測定できるバイオセンサー搭載のウェアラブル電子機器)で、計17,514件(14.6%)に達した。次いで、手術治療機器(14.0%)、医療情報機器(13.7%)、医療用品(11.9%)の順となり、この4分野で、医療機器の特許出願全体の半数を超える54.2%を占めた。

出願増加率で見ると、医療情報機器が年平均21.9%増で最も高く、特に遠隔診療(例：AI基盤のオンライン診療システムなど)に関連した医療情報機器の特許出願が92.6%を占めており、出願増加を牽引している。次に増加率が高かったのは、麻酔・呼吸機器(5.6%)で、生体計測機器(5.5%)がそれに続く。

中小企業・個人の出願が51.4%、最多出願はサムスン電子

出願人別では、中小企業31.7%(37,925件)、個人19.7%(23,554件)、外国法人19.6%(23,375件)、大学・

研究機関19.1%(22,806件)の順となり、出願全体の51.4%を占める中小企業と個人が、医療機器分野の革新を主導していると分析される。

一方、最も多く特許を出願した機関はサムスン電子で、以下、延世大学、高麗大学、オステムインプラント社が続いた。主要技術分野別では、生体計測機器とリハビリ補助機器はサムスン電子、体外診断機器と医療情報機器は延世大学、画像診断機器はサムスンメディスン、歯科機器はオステムインプラント、治療補助機器はボディフレンド社がそれぞれ最多の出願件数を記録した。

特許庁の化学生命審査局長は、「近年、AIやウェアラブルなど先端技術を医療機器に融合させるなどの研究開発が活発化し、それに伴い特許出願も増加している」とし、「今後も特許庁は、韓国内の医療機器産業の競争力強化に向け、特許分析結果を産業界と緊密に共有するなど積極的に努力していく」と語った。



最新技術

「人類の夢、無病長寿は実現するか？」

KAIST、老化速度を制御するタンパク質を発見

KAIST・延世大学・生命研究院による共同研究の成果

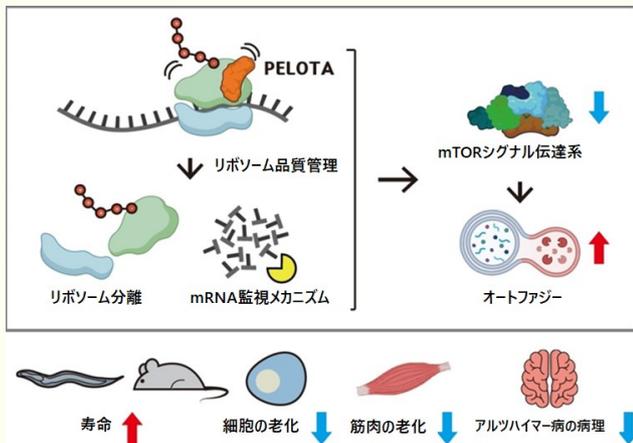
古代中国の始皇帝が不老不死の薬(不老草)を探し求

めたように、健康に長生きすることは全人類にとって永遠の夢である。超高齢化社会に突入した韓国で、最も差し迫った課題のひとつは、単に寿命を延ばすことではなく、健康を保ちながら長生きする方法を開発することだ。

韓国の研究陣が、人間と83%の遺伝子を共有する体長わずか爪ほどの線虫「シー・エレガンス(C. elegans)」から、健康長寿を実現する新たな鍵となる抗老化タンパク質を発見した。

KAIST(韓国科学技術院)は、生命科学科のイ・スンジェ教授チームが、延世大学のソ・ジンス教授チーム、韓国生命工学研究院のイ・グアンピョ博士チームと共同研究を行い、リボソームの品質管理に重要なタンパク質「PELOTA(ペロタ)」が老化の速度を調節するという事実を確認したと発表した。

これまでRNA、特にmRNAは、タンパク質合成のための中間産物に過ぎないという認識が強かった。DNAに比べて不安定で寿命も短く、定量的な分析や長期的な追跡研究が困難だったことが理由にある。こうした制約から、RNA自体の生理的・機能的な役割に関する研究はあまり進んでいなかった。



RNAによる老化速度の調節模式図 [KAIST提供]

研究チームはまず、寿命が短いため老化研究に広く用いられる線虫(C. elegans)を活用し、リボソームの品質管理因子PELOTAが長寿に必須であることを発見した。

特に、正常な線虫にPELOTAを過剰に発現させたところ、寿命が延びた。これは、異常なmRNAの除去において重要

なりリボソーム基盤の品質管理が、長寿を誘導するために必要であることを示している。

また、リボソームの品質管理システムは、老化や体内エネルギーの代謝の調節に重要な細胞が栄養状態や成長シグナルを感知し、成長やタンパク質合成、オートファジー(自食作用)などを調節する経路である「mTORシグナル伝達系」と、細胞が不要または損傷した成分を自ら分解・再利用する過程であり、細胞の掃除、およびリサイクルシステムである「オートファジー経路」の両方を同時に調節していることが明らかになった。

PELOTAが欠乏すると、mTORが異常に活性化され、オートファジー機能が抑制されることで老化が促進された。一方、PELOTAを活性化すると、mTORの抑制およびオートファジーの誘導を通じて細胞の恒常性を維持し、寿命を延ばすことができた。

特に注目すべき点は、この発見がマウスや人間にも保存されており、PELOTAの欠損が筋肉の老化やアルツハイマー病を引き起こす可能性があることを示唆する結果が得られたことである。

イ教授は、「これまで、DNAおよびタンパク質レベルでの品質管理や老化との関連性はよく知られていたが、RNAレベルの品質管理システムが寿命調節に機能的に関与するという分子的な証拠は非常に少なかった」とし、「今回の研究は、異常なRNAの除去が老化調節ネットワークの中核の一つであることを示す強力な根拠を提示したものだ」と述べた。

この研究結果は、国際学術誌「アメリカ国立科学アカデミー紀要(PNAS)」に8月4日付で掲載された。





特許庁、商標デザイン分野で

「オープン審査」実施

「現場の声を反映し即時改善」

特許庁が現場での疎通を基に商標・デザイン審査制度をリアルタイムで改善する「オープン審査」制度を本格的に施行する。国民から提起された不合理な事項は、法改正せずに告示や審査基準の改正により即時に反映する方針だ。

特許庁は、今年7月から「商標・デザインのオープン審査懇談会」を運用しており、これを通じて企業や国民が直面する制度上の不便さを迅速に解消していることを明らかにした。

この懇談会は、12月までに計9つの産業分野別の分科会で隔月開催される。企業のIP（知的財産）実務者と審査官が揃って参加し、審査事案や業界の動向、トレンドの変化などについて意見を交わす。

今回の懇談会で取り上げられた改善案の一部は、告示や行政規則の改定のみで施行可能なため、即時に推進される予定だ。代表的な事例としては、▲異議決定の予定時期を事前通知する手続きの新設、▲商標の優先審査申請時における事業者登録証の提出を許容、▲実際の取引を反映するための類似商品審査基準の改定などがある。

特許庁は特に、異議審査の結果がいつ出るか分かりにくいという問題を改善するため、すべての異議申立について「異議決定予定時期通知書」を送付するように審査基準を改定する計画である。また、優先審査の申請時には、創業して間もない起業家や小規模事業者が提出可能な証拠資料として、事業者登録証も認めることとした。

さらに、商品分類基準についても改善が行われる。これまで年1回だった商品分類の告示を年2～4回に増やし、審査基準の適用時点も「出願日」から「審査日」へと変更することで、実際の取引の実情を反映できるようにする。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「これまでは現場で支障があっても、法改正が中心の改善だったため、国民の不満が長期化することがあった」とし、「今後は、現場で確認された制度改善の要望や不便な点について、告示や審査基準などの行政規則を積極的に活用し、より柔軟かつ迅速に制度を改善して、国民が実感できる変化を実現していきたい」と強調した。

「チャン・ウドン」商標権侵害訴訟

最近、アニメ「K-POPデーモンハンターズ」が大きな人気を集めており、その中で、一口大に切られていないキンパを丸ごと食べるシーンが注目を浴び、それを真似する「キンパ・チャレンジ」が世界的にブームとなっている。キンパや餃子などを取り扱う軽食フランチャイズは数多くあるが、その中でも「チャン（張）・ウドン」は、韓国における第一世代の軽食フランチャイズといえる存在だ。数年間続いた「チャン・ウドン」の商標権侵害訴訟が、先日、大法院の判決によって終結した。

創業者は1995年にうどん専門店「チャン・ウドン」を創業し、フランチャイズ事業を展開していたが、2000年代半ばにフランチャイズ事業を中断した。2019年末頃、本件の原告である創業者の息子が「チャン・ウドン」の商標権を取得し、同フランチャイズを復活させるため、被告がインスタント餃子などを製造して原告に供給し、原告がフランチャイズ本部として製品の広報・販売を担当するという、注文者商標による製造(OEM)契約および商標使用許諾契約を締結した。

被告は、原告とのOEM契約に基づいて生産設備を整えた工場を設立し、原告側と納品する製品のパッケージや原材料などについて協議を進めていたが、製品の供給価格や

精算などを巡って意見が対立した。そのため、原告は被告に対して許与していた商標使用許諾を撤回することを通知し、被告ではない第三者に商標権の専用使用権を許諾したうえで、被告に対して商標権の侵害差止を求める訴えを起こし、本件の訴訟が始まった。

商標権の使用許諾は「専用使用権」と「通常使用権」に分けられる。専用使用権は、その設定行為で定めた範囲において、指定商品に関する登録商標を独占的に使用できる権利である。一方、通常使用権は、商標を使用する権利を有するに過ぎず、登録されていなければ第三者に対抗することはできない。

この訴訟において、被告は商標権者である原告とOEM契約および通常使用権を許与される商標使用許諾契約を結んだが、被告が原告から付与された通常使用権が商標登録原簿に登録されていなかったため、独占的な権利を有する専用使用権者および商標権者から商標権侵害という主張を受けることとなった。4年ほど続いた訴訟の末、今年3月に言い渡された大法院の判決では、通常使用権の設定は登録されていなければ第三者に対抗できないという商標法の規定に基づき、被告が原告側の商標権を侵害したとして最終的に判断が下された。

フランチャイズにおけるOEM契約は、生産設備の構築や原材料の確保、パッケージデザインなど、多額の初期投資を前提とする場合が多い。しかし、商標使用権が登録されていなければ、後に専用使用権者や商標権者から侵害の主張を受け、事業の継続が困難になるリスクが高い。

契約書に商標使用権の設定のみを明示するだけでは不十分であり、必ず特許庁において設定登録を完了し、法的な対抗力を確保しなければならない。これは、投資回収と長期的な事業安定性のための最低限のリスク対策といえる。



韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr